

ひとり親家庭に食料品等を提供します

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校等の臨時休業、事業所の休業などにより、多くのひとり親家庭が経済的影響を受けています。

東京都では、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象に食料品等を提供する事業を行います。

1 事業名

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業

2 概要

各家庭に必要な商品をお選びいただけるよう、食料品などの生活必需品を24点掲載したカタログをお送りします。

提供を希望される方は、掲載の商品から4点を選び、申込ハガキ又はwebサイトの専用フォームにより申し込みます。お申し込みいただいた商品は、宅配業者により配送されます。



(B5サイズ・8ページ)

<お選びいただける商品の例>

- ・お米（白米、無洗米、パック）
- ・レトルト食品（親子丼、カレー、スープ）
- ・乾麺（そば、うどん、素麺）
- ・缶詰（ツナ缶詰、フルーツ缶詰）
- ・調味料
- ・野菜ジュース
- ・ゼリー
- ・衣類用洗剤、おむつ など

3 対象者

以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 東京都又は東京都内の区市から、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方（その全部を支給しないこととされている方を除く。）
- (2) 令和2年6月1日から同年7月31日までの間に新たに東京都又は東京都内の区市から児童扶養手当を受給することとなった方

4 配布方法・時期

お住まいの区市町村を通して、令和2年7月17日（金曜日）以降、各家庭に順次郵送いたします。

5 申込期限

令和2年10月31日（土曜日）まで

<問合せ先>

福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課 玉岡、高島
電話：03（5320）4125（直通）
内線 32-610、32-611
FAX：03（5388）1406
E-mail：S0000195@section.metro.tokyo.jp